

所用のため出席できませんので、意見を提出させていただきます。すべて公開用です。

顧問 小島 明

制度改革実現への時間的な制約が厳しくなりつつある現時点で、まず、今回の改革の歴史的、国家戦略的な意義について再確認しておきたい。

いまの日本の社会には、ある意味で「変わりたくない心理、症候群」が蔓延しているような面がある。それは、必ずしも国民の怠惰の故ではない。日本の近代化の課程は、ある時期まで、数十年、あるいは100余年にわたり、日本のシステムが国のレベルでも、企業や大学などのレベルにおいても大きな成果を達成した「成功物語」だった。その「成功体験」を否定したくないという心理であろう。

旧ソ連のように誰の目にも失敗したことが明らかになった制度は、抜本的な変革がしやすい。それと対照的に、長い期間にわたり成功をした制度を変えることはなかなか難しい。P・F・ドラッカーはそれを「成功のパラドックス」だと言い、レスター・サローは「成功したシステムの根本的な改革は、歴史的には革命か戦争を必要とした」とも述べている。ただ、ドラッカー翁は「近代史における唯一の例外は、戦争も、革命もなく根本的な改革を成し遂げた日本の明治維新だ」と言い、「明治維新の“発見”が日本研究のきっかけとなり、日本の改革が自分のライフワークを与えてくれた」と述懐している。

成功を支えたこれまでの諸制度・慣行も十分な評価に値するものである。しかし、肝心なことは、すべてのシステムはそれを取り巻く環境・条件を前提にして構築され、そうした環境・条件にうまく適合した場合、成果を生み出すものである。

現在の日本が直面している課題と挑戦、あるいはチャンスは、近年急激に変わった日本の内外環境・条件をいかに的確にとらえ、それに対応した時代先取り型の諸制度を構築するかということである。制度の見直しは、これまでの制度とその成果を否定するものではない。それに歴史的な評価を与えつつ、新しい環境・条件にふさわしい新しい制度を整え、次なる成功を生み出すことがポイントになる。

どの程度の改革が適切かは、過去の成功の度合いではなく、内外環境の変化の度合いに依存する。その内外環境の変化は一時的な「変化」ではなく構造的、歴史的な「転換」と言うべきものである。とりわけ冷戦の終焉をきっかけに世界中が制度改革の大競争を展開するようになった。時代にあった制度をつくることにより、競争優位を確保し、また富と文化、技術の発展を追及しようと競争している。日本の制度改革の程度とスピードは、そうしたグローバル社会の歴史的な変化、転換を考慮して決断する必要がある。

そうした視点で十分な制度改革を実現すれば、日本が21世紀における新たな成功に挑戦できるようになる。

さらに、改革に必要な政治環境が生まれている。それは、10年ぶりに「長期政権」が生まれているからである。1993年の55年体制崩壊以後、政治は流動化し、短命な政権が多く生まれた。改革を論議しただけで改革実行の時間を確保できないほど、短命な政権ばかりだった。それが、「失われた10年」をも生んだ要因でもある。

幸運なことに、小泉政権は改革の議論だけでなく、実行に必要な時間を確保している。改革のチャンスがようやく到来した。最初で最後のチャンスになるかもしれない。

われわれは以上のような視点で歴史的な司法制度改革に臨む必要がある。われわれは20年、30年後に改革が時代的な挑戦にこたえたものだったが問われることになる。

## 1、裁判員制度

これは国民主体、国民参加の新しい制度をつくるかどうかという基本的な哲学にかかわるテーマである。これまでの制度を微調整するかどうかではなく、国が国民を信頼し、国民の常識・バランス感覚を評価するか、あるいは国民は無知で無責任であり司法への参加の資格がないと考えるか の問題ではないか。後者の発想なら、改革はまったくしないほうがいい。

裁判員制度を導入するのであれば、前者の発想に立ち、国民の参加は、「しっかりと、大きな参加」にすべきだろう。「ささやかな参加」なら意味はなく、むしろ制度改革をまったくしないほうがましかもしれない。

裁判官と裁判員の人数の割り振りが争点となっているが、その判断も上記の2つの発想のどちらに立つかで決まる。国民を信頼し、その常識とバランス感覚に期待して「参加」をもとめるなら、裁判官は1人に裁判員の数をできるだけ多くすることで、裁判員が多面的に、またプロの裁判官との真剣な対話をしやすくなる。裁判官は最大でも2人で十分ではないか。「二人では合意が得られないときに困る」との議論も聞くが、これは結局、裁判員の意見、判断はあくまで“つけたし”の“参考意見”とし、裁判官だけで判断すると言うのに等しい、真剣な審議でいくら時間をかけても二人の裁判官の合意が得られないというケースが現実にとれほど起こりうるのか、仮に のケースでも、裁判員を含めた人数が奇数なら評決ができる。

裁判員の義務を罰則の問題も、上記の相反する2つの発想に照らして判断することが肝要。とくに、裁判が終わったあとも、評決の内容などを他人に漏らしたら懲役刑などの刑罰を加えるという発想はいかがなものか。その狙いをかんぐりたくなる。刑罰論者は、やはり国民を信頼しない発想であり、裁判員に肝心の裁判でも自由な発言をしにくくする“脅し”になるのではないかと心配する向きも多い。評議において特定の裁判員人あるいは裁判官がどういう発言をしたかを事細かにもらすようなことは望ましくないが、ここでも裁判員の常識、良識を期待できるはずである。また、裁判中は、メディアの側でも自主的に自己規律、報道倫理を確保できるはずである。

## 2、知的財産裁判所

すでに7月30日付けの会議用メモで指摘した通り、大競争時代における2世紀の日本の可能性は、「知的財産立国」にある。規格大量生産のいわゆるフォードイズム型の産業技術、モノづくりは20世紀の主流であり、この分野で日本は世界のチャンピオンになった。しかし、高所得、従って高労働コストとなった日本が付加価値を確保できる分野は、知識集約、技術集約、高度サービスの産業分野である。それを確保することが日本の新たな発展をめざす「知的財産立国」という戦略である。

司法システムが制度として円滑に運営されることはもちろん重要である。しかし、制度の究極目標は、経済社会が活性化、発展し、豊かな文化がうまれることにある。そうした、究極目標を実現するにもっとも有効な制度を司法の分野においても構築することが肝要である。

経済活性化、文化創造の担い手は企業であり、個人である。彼らが持てる能力を最大限発揮し、知的財産を豊かに創造してくれるよう、知的財産の保護、紛争の処理等、司法の役割は今後、いっそう重大になる。

具体的な制度は、国の戦略的な取り組み姿勢を明確に示し、社会全体の価値意識の革命をもたらす観点から、独立した「知的財産高等裁判所」というべきものを創設してはどうか。これは、前回の会議用メモ(7月30日)でも指摘した。いかなる制度も完璧ではない。そこで重要なのは上記の究極の目標を達成するために、コスト・ベネフィットを考慮し、コストよりベネフィットがもっとも大きい制度を選択しなければならない。コストはいかなる制度にもつきものである。ベネフィットのほうをしっかりと評価したほうがいい。

現状では、知的財産をどんどん生み出している優良企業の多くが、日本の現在の知財関係の司法に期待せず海外、とくに米国の司法にはじめから依存しようとする傾向がある。これは、この分野での司法制度の空洞化である。知財関係の司法制度も、グローバルな制度間競争いさらされているとみななければならない。

知財高裁のような独立機関にすると、裁判官の異動、キャリアパスに支障が生ずるとの指摘も耳にするが、それは知財分野が21世紀の日本にとっていかに重要かということ認識しない議論でもある。この分野で専門性がある裁判官が育つことこそ重要である。デメリットはいかなる制度にもある。メリットと天秤にかけた議論が重要である。

日本が「失われた10年」を克服し、再び経済・社会が活性化し、豊かな文化と富が創造される国となるよう、司法が改革を通じて最大限を貢献をしてほしいと祈念します。